<u>県事業名:障害児・者施設整備補助事業</u>

(障害者施設:社会福祉施設等施設整備費国庫補助金) 資料8

(障害児施設:次世代育成支援対策施設整備交付金)

1. 事業概要

○社会福祉法人等が障害福祉サービス事業所、 グループホーム等を整備する際の費用に対して 補助する。

2. 補助額、補助率

○補助額:「事業費(補助対象経費)の3/4」と「補助

基準単価 |を比較して少ない方の額

○補助率:国1/2、県1/4

3. 協議にあたって

- ○各市町村の障害福祉計画との整合を確認願います。
- ○協議にあたっては具体的なニーズ調査を実施願います。
- ○県の審査会で「整備が適当」とされた整備についても 国庫補助協議が不採択となる場合もあります。
- ○美の国あきたネットで国通知や協議様式を確認できます。(サイト内検索: 「44111」で入力し検索))

4. 協議スケジュール(例)

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
日程	事項	
8月上旬	県→法人	施設整備方針通知
8月中~下旬	法人→市町村→県	整備計画一覧表提出
9月中~下旬	法人→市町村→県	整備計画書提出
10月上~11月上旬	県→法人	ヒアリング及び現地調査
12月上旬	県	秋田県社会福祉施設等 施設整備選定審査会
令和4年2月	県	当初予算へ計上
障害児施設 1月中旬~1月下旬 障害者施設 3月下旬~4月中旬	県→東北厚生局	国庫補助協議
障害児施設 4月上旬~4月中旬 障害者施設 6月中旬~7月上旬	東北厚生局→県→法人	内示→着工可能

※令和6年度整備の協議は終了。 年度内完成が原則